

吉備国際大学  
社会福祉学部研究紀要  
第12号, 157-166, 2007

## 聴覚障害者の主体的講義参加を促す講義保障について

今村 俊介

### About a lecture support for a hearing impaired student to promote independent participation for a lecture

Shunsuke IMAMURA

#### Abstract

In this article, I consider about lecture support for a student having a hearing impaired. At first I confirm what kind of disability a hearing impaired is. In addition, I consider a hearing impaired classification and the present conditions. I suggest one standard of the lecture support in conclusion. Lecture support is guarantee of Information access rights for not only disability students but also all students, and it is progressive activity to be based on disability understanding.

**Key words** : Hearing impaired, Lecture support, Information access right, Understanding disability  
キーワード：聴覚障害者、講義保障、情報アクセス権、障害理解

#### はじめに

大学において、近年障害学生の入学人数が増加してきている<sup>1)</sup>。[大学案内2005障害者版, 2005.1. p.8]。

増加の理由については、まず、少子化時代を迎えて、全入学時代の到来によることが挙げられる。希望する者が誰でも入学できる状況が障害学生にとっても機会拡大を生み出していると考えられる。

ついで、大学側の受け入れ態勢が整備されてきたことが挙げられる。門戸を開くことは、そのための体制を整えることである。大学側の意識も年々変化してきており、以前は特例として認める傾向であっ

たものが、近年では同等の教育を受ける権利があると認識されてきているのである。よって、専門的な受け入れ部門を興したり、それをウェブで広く公開・周知したりする活動がなされてきている。

したがって、障害学生自身に対してもある程度学習環境整備がなされていることが認知されてきていると考えられる。前述のネットによる情報提供は、障害をもつ学生であっても、自分の必要な情報を受け取りたい方法で受け取ることが可能だからである。

また、この情報技術の進展は、障害者のみならず、遠隔地の学習者に対しても講義受講の機会が得

られるオンデマンド化などをもたらしており、大きな枠組では全受講学生に対しても学習形態の多様化がなされてきている。それは、障害学生だけの特別配慮という形からの変化であり、障害学生自身の心理的負担感を軽減するものであると考えられる。

障害学生の学生生活においては、さまざまな面で自立のための援助が必要であるが、特に講義情報を取得する際に問題に直面するのが、視覚・聴覚の障害学生である。

本稿では、障害学生としてまず聴覚障害学生を対象とした講義保障の在り方を概観し、講義保障の今後の方向性を示すものとした。

## 1. 聴覚障害について

最初に、聴覚障害の実態がどのようなかたちで理解および把握されているかを確認しておく。障害分類については以下の通り。

### 1) 聴覚障害の分類

#### 1. 身体障害者福祉法による分類<sup>2)</sup> (4条別表)

[法令データ提供システムページ <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO283.html>]

等級は6級から2級まで。40cm以上で話された会話を聞き取れない聴力レベル(70dB・デシベル)を6級とし、全ろう(両耳の聴力レベルが100dB以上)を2級とする。

#### 2. 世界保健機構(WHO)による分類<sup>3)</sup>

[富山県立高岡ろう学校の和訳資料より [http://www.tym.ed.jp/sc371/main\\_03\\_3.htm](http://www.tym.ed.jp/sc371/main_03_3.htm)]

身体障害者福祉法より診断基準がゆるやかになっており、26dB~40dBから軽度難聴とし、最重度の全ろう基準も91dBからとなっている。補聴器を装着する難聴レベルは41dBからである。

#### 3. 機能による分類

聞こえの機能による分類では、①伝音性難聴、②感音性難聴、③混合型難聴の3つが挙げられる。以

下、分類は要約筆記奉仕員養成講座資料をもとにまとめたものである<sup>4)</sup>。[要約筆記奉仕員養成講座基礎過程, 2003.7. p.14]

#### ①伝音性難聴

音を伝える器官(外耳・鼓膜・中耳)の機能低下による難聴。神経系には問題がない場合が多いので、手術による器官の回復や補聴器などの音量増幅によって聞こえの程度を回復させることが可能。中耳炎による難聴はこの難聴である。

#### ②感音性難聴とは

音を伝える器官には問題がないが、内耳または神経系の伝達機能の低下による難聴。この場合は、聞こえに対しても歪みが起こりやすいので、補聴器などで単に音量を増幅しても根本的には解決しない場合が多い。この場合は、補聴器の音質や音の出し方を当事者の聞こえに合わせて細かく設定する必要がある。

#### ③混合性難聴とは

伝音性難聴と感音性難聴の混合型である。高齢者の難聴はこの難聴である場合が多いとされる。どちらの傾向が強いかは個人差がある。

## 2) 聴覚障害の諸問題

諸問題については、山口利勝著『中途失聴者と難聴者の世界』<sup>5)</sup>が中途失聴者となった実体験を基にして記しており、具体的である。山口は、聴覚障害の問題をコミュニケーション不全の問題と捉えているが、筆者もこの指摘に同感する。以下はその視点から大きく3つの問題点を取り出し、当事者である筆者(中途失聴者・感音性難聴・等級2級)の体験を踏まえ、まとめたものである。

### 1. 外見から判断されにくい

聴覚障害は車椅子利用のように一目で見て判断可能な障害ではない。補聴器を装着している場合は、それによって判断が出来るとの考えもあるが、多くの場合、人は耳の部分には注目しないものである。

したがって、障害者本人から言われなければ、障害に気づいて対応してもらうことは少ない。また、中途失聴者の場合は、言語獲得が出来ており、発話も可能であるので、話すことが出来れば聞くことも出来ると判断されて、一方的に話しかけられて応答に困窮することも起こりうる。

## 2. 障害の実態が分かりにくい

聴覚障害は、追体験を行うことが難しい。たとえば、肢体不自由については身体機能に負荷をかけて追体験することがある程度可能であるし、視覚障害なども遮光性の高いアイマスク等の装着によって追体験可能である。しかしながら、聴覚障害については、耳栓をつけても同じ状態にはならない。なぜなら、本人の発声自体が身体の内部共鳴によって聞こえているからである。聴力がほぼ失われている状態では、身体の共鳴による自分の音声も確認することができない。したがって、聴覚障害の実態を追体験するには、聴力を実際に失う以外に方法はないと考えられる。

## 3. コミュニケーションに障害があることを理解されにくい

聴覚障害は、単に聞こえないというだけの問題ではない。それは、場に参加できない問題を含む。たとえば、一対一のコミュニケーションではゆっくり明瞭に発声してもらうことにより、理解しやすい状況を作ることも可能であるし、それが難しい場合は、文字による筆記をしてもらうなどの対応をしてもらうことも可能である。しかし、多人数が集まり、討議するような場ではそれぞれの発言に応じた聞き取りも難しい場合が多く、また個別に対応してもらうことも困難な場合が多い。したがって、周囲の状況を理解するコミュニケーション手段が得られない場合は、その場にいるにもかかわらず、あたかもいない存在となってしまう、本人もその場にいるべき理由を見失ってしまう。

そのような状況下では、内容が分からなくとも、

その場の雰囲気や相槌など打つという対応をせざるを得ない場合がある。また、その対応に疲れてくると集中力も途切れがちとなり、結果として眠気を催して失礼をしてしまう場合もある。もちろん、そのような対応は良くないと本人も分かっているのであるが、このような状態になりうるという障害理解についての認識がなければ、うわべだけ取り繕っている人間であるとか、人の話をきちんと聞かない人間であると判断されてしまう可能性がある。また、仕事などの会合であれば、意欲が欠けているとか、能力に欠けているなどのよりネガティブな評価を受けてしまう可能性がある。

## 3) 聴覚障害の対象とされる人々

聴覚障害の対象となるのは、大きく分けて、ろう、難聴、中途失聴である。以下、それぞれについて要約筆記奉仕員養成講座テキストを基本としてまとめることとする。〔要約筆記奉仕員養成講座基礎課程，2003.7. p.15〕

### 1. ろう

ろうとは、生まれながら、または生後に言語獲得を行うまでに聴力を失効した聴覚障害である。残存聴力がほとんどなく、言語獲得の機会がなかったことから、発音についても感覚がつかめない場合が多い。したがって、ろう者の多くは手話（日本語文法に依拠しない日本手話）を第一言語として取得している場合が多い。

### 2. 難聴

難聴とは、残存聴力がある程度あり、補聴器などの音量増幅装置を用いて、音を聞き取ることがある程度可能な聴覚障害である。この枠組みには高齢によって聞き取りが難しくなった人々も含まれる。ゆえに、通常は言語獲得ができていることにより、先述のろうとは区別される場合が多い。また、コミュニケーション手段は筆談などの文字によることが多

い。

### 3. 中途失聴

中途失聴とは、今まで聞こえていた人がストレスや病気または怪我などによって聴力を失効した聴力障害である。したがって、言語獲得は出来ており、発話に関しては基本的に問題はない。しかしながら、聴力を失うまでは、音声によるコミュニケーションを行っていたため、ろう者のように手話や口話を用いてコミュニケーションすることは基本的に難しく、また、手話を習得した場合は日本語文法に即した日本語対応手話となり、ろう者の使用する日本手話とは相違がある。また、突発性難聴の症例では、両耳が同時に聞こえなくなる場合もあり、パニックに陥ることも少なくない。

ただし、現実にはこの分類の境界はあいまいな面があり、重複が存在する。たとえば筆者は、中途失聴者であるが、分類からは重度障害者であり、ろうとされるのである。

## 2. 講義保障について

### 1) 講義保障とは何か

情報保障の一環として、講義を受ける障害学生の勉強を受ける権利を保障するものである。すなわち、「講義がわからない」、「講義が聞きたい!!」このような聴覚障害学生の要望に対して、手話通訳などを用い、講義を「聞く権利」を「保障する」こと、これを「講義における情報保障」、つまり、「講義保障」と言います。〔白澤麻弓・徳田克己『聴覚障害学生サポートガイドブック』, 2003.7. p.32〕

これを元にした筆者の定義は以下の通りである。

基本的には、日本国憲法26条の教育権に関連し、

#### ① 講義を受ける学生が…

講義を受けている学生で、情報取得に障害を有する学生が対象となる

#### ② 授業内容を…

授業における専門的な情報内容のみならず、その時間において行われた情報内容を等しく理解するために

#### ③ それぞれ理解しやすい方法によって情報の受け取り方を選択できることにより、用いられる通訳技術または通訳手段である。

したがって、講義保障の技術については、同時通訳と同様の理解と技術が必要と考えられるので、通訳についての基礎概念の理解と方法論の取得が求められる。

ゆえに、技術や手段は、通訳状況や能力を強化し、また標準化するためのものであることが望ましい。

## 2) 講義保障の種類

一般的には3種類ある。手話通訳、要約筆記、補聴システムである。以下、それぞれの講義保障の詳細を述べる。

### 1. 手話通訳

手話通訳は手話と呼ばれる視覚による空間表記言語による通訳である。

メリットは、即時性に優れることであり、ゆえに、講義の内容をリアルタイムで理解することがほぼ可能である。そのため、多人数で行われるゼミ形式にも対応が可能である。

デメリットは、一過性であって記録性がないことであり、ゆえに、講義受講後に内容の再確認を行うことが不可能である。したがって、ビデオカメラなどによる映像記録がなければ授業内容の復習に用いることができない。

また、先述したとおり、手話にも日本手話と日本語対応手話が存在するので、障害学生自身の手話理解と通訳者の手話技能のマッチングが必要になってくる。通常は、日本手話を使用する通訳になると思われる。

したがって、利用者は主に手話を日常的に使用し

ているろう者である。

## 2. 要約筆記

要約筆記は文字を筆記することによる通訳である。

手書きの筆記とパソコンソフトウェアに使用し、キーボードによるタイプ筆記の2種類がある。手書きにはOHPを利用する場合も含まれる。

メリットは、記録性に優れることであり、ゆえに、講義受講後に内容の再確認を行うことが可能である。したがって、黒板やボードへの板書きが多い講義形態ではこちらのほうが対応しやすい。

デメリットは、即時性が十分ではないことであり、ゆえに、多人数で行われるゼミ形式には対応が難しい。

また、文字による通訳であるから、障害学生にある程度の日本語文法理解が必要となる。

したがって、利用者は主に日本語の言語獲得が出来ており、日本語文法を理解できる中途失聴者である。

## 3. 補聴システム

補聴システムは、音声情報を聞き取りやすくする機器または設備である。

システムとしては、補聴機器の集音を増幅するものであり、磁気ループ、赤外線補聴システム、FM補聴システムが主である。

メリットは、音声であるから、即時性に優れることであり、ゆえに、授業内容をリアルタイムで理解することがある程度可能となる。したがって、多人数で行われるゼミ形式にも対応できる。

デメリットは、音声言語に慣れていなければ理解は難しいことであり、また、音声を聞き取れる残存聴力があることも必要である。ただし、ある程度、聞こえていても現実には認識できないこともあり、聞こえが良くなるからといって健聴者と同様に聞こえると考えすることはできない。

したがって、利用者は主に日本語の言語獲得が出

来ており、日本語文法を理解でき、ある程度残存聴力を有する難聴者・中途失聴者である。

### 3) 講義保障技術の限界点

通訳と考える以上、そこでは変換が行われているということである。

したがって、厳密な意味で、完全な講義情報伝達は不可能である。

手話においては、空間表記言語であるので、日本語文法に即した通訳(変換)を行うことがもともと難しい側面がある。

要約筆記においては、発話の速度と書き取りの速度の相違により、要約を行うため、必然的に情報の欠落が発生することは避けられない。

補聴システムについては、設備投資であるので障害への理解と効果をもたらす設備計画なしには実現しにくい面があり、また講義受講学生の便を考慮するならば、講義に係る教室すべてに備える必要が生じる。これは、初期投資額の拡大をもたらすことにつながるため、必然的に予算確保の困難性が生じることになる。

このような限界が存在することを認識するならば、単独での保障よりも複合的な保障が望ましいことを理解できよう。また、具体的にどのような場合にどのような限界が存在するかを聴覚障害学生とともに確認することも重要であることが理解されよう。

## 3. 聴覚障害者に対する講義保障実施の現状と実施における問題点

講義保障は本来、障害者全般に対して開かれた講義を目指すものである。

しかしながら、聴覚障害者のみに限っても、ろう者・難聴者・中途失聴者の区分があり、そして、先述の通り、その区分の実態については重複する部分があり、実際には明確に分けられない場合が多い。

また、現時点での講義自体も通常は健聴者のみを対象とした従来の方法を踏襲しており、音声情報と文字情報中心である。

したがって、まずは、限定的ではあるが、日本語文法を獲得した中途失聴者を対象として、要約筆記による講義保障を中心に考えることとする。

では、改めて要約筆記による講義保障は、誰が、何のために、誰によって、どのようにして行われ、どのような効果を目指すものかを整理しておく。

すなわち、

要約筆記による講義保障は、聴覚障害者の内の中途失聴・難聴者が、講義内容を理解し、講義に積極的に参加するために、健聴者が講義内容を要約し、即時性を出来る限り可能とした理解できる文字情報として提供することによって、ともに学ぶ環境を生み出すことを目指す。

と定義することにする。

### 1) 大学事例

大学事例としては、同志社大学と日本福祉大学を取り上げる。この2大学はともに活動としては独立行政法人・日本学生支援機構の「障害学生修学支援ネットワーク」の拠点校になっており、ウェブにおいて講義保障の情報公開がなされている。参考例として、その理念と実施内容が比較的分かりやすく記されていると考える。もちろん、ウェブに講義保障の情報公開を行っている大学は他にも多くあり、この2大学が優位であるということではなく、あくまで一般的なサンプルとして挙げている。

同志社大学<sup>8)</sup>

大学トップページから「障がい学生支援制度」の概要ページにアクセスすることが出来るようになっている。〔同志社大学障がい学生支援制度 <http://www.doshisha.ac.jp/students/support/shogai/>〕

また、沿革および案内パンフレット、活動前の基

礎知識はPDFファイルとしてダウンロード提供がなされており、学生への周知も積極的に行われている。

以下、同ページから取り組みについての説明文を引用しておく。

障がい学生（challenged）とそれを支援するスタッフの自律的成長に着目し、その成果を再びコミュニティーに還元させることを目指す制度です。Challengedの希望するサポート内容に応じて、スタッフの募集・登録を行い、1 Semesterごとに活動をしています。

この記述にあるように、障害学生を自律的に成長する存在と受け止め、スタッフもそのかわりの中で成長することが明記されている。そして、その働きが還元されることにより、障害学生の存在を公にもはっきりと積極的に意味づけることを目指している。

日本福祉大学<sup>9)</sup>

こちらも同志社大学と同様に、活動としては、独立行政法人・日本学生支援機構の「障害学生修学支援ネットワーク」の拠点校になっており、大学トップページから支援制度の概要ページにアクセスすることが出来るようになっている。〔日本福祉大学障害学生支援センター <http://www.n-fukushi.ac.jp/shiencenter/>〕

障害学生支援センターのまえがきには以下のような記述がある。

日本福祉大学では、1953年の開学当初から、障害のある学生が学ぶ場を提供してきており、1998年に障害学生支援センターが開設されて、障害学生の勉学や生活のサポートも組織的に行

なわれるようになりました。そして現在では全学で100名を超える障害学生が学んでいます。50余年の間には社会の法制度も変わり、技術も進歩していますので、支援の方法も様々な変化をしております。ただ、ずっと貫かれているのは、障害学生が単に支援の受け手としているのではなく、障害学生も支援する学生も教職員も、協力して支援の方法や体制のあり方を考えてきたということです。

『「障害学生のために」ではなく、「障害学生とともに」』ということが日本福祉大学ではよく語られています。実はこれはそれほど楽なことではありません。「障害学生のために良いこと」と思い込んでいるサービスを提供し、障害学生は「与えられたサービス」を受け取るだけの方が楽なことです。でも、そのようなサービスには、お互いの成長の喜びが伴いません。「ともに」創る過程では、時にはぶつかりあうこともあります。一緒に工夫してよいものを創る喜びも味わえます。そして自ら工夫して身につけた力は、生涯の財産となります。このキャンパスガイドには、先輩たちがそうして蓄積してきた、現段階の日本福祉大学での障害学生支援について、書かれています。これを出発点として、より良い工夫を積み重ねていきましょう。

また、世の中には、障害があることがハンディとなって大学で学ぶことができないでいる人が今でもたくさんおられ、日本福祉大学で行なわれている支援の方法にも改良の余地が多くあります。障害学生のみなさんも支援学生のみなさんも、現状に疑問を感じることは多々あると思います。疑問に思うことは議論しましょう。そして支援の方法や、支援のための人の繋がりや、大学内外の環境を、より良いものにしてい

きましょう。「ともに学ぶ」支援は楽ではありませんが、とても楽しいものです。

2006年度 障害学生支援センター長 水野暁子

ここには、「障害学生とともに」を明記することによって、支援する側の思い込みを払拭していこうとする意識がある。その困難を受け止めながらも、それを回避せずに話し合っていこうとする姿勢がある。

両大学とも、障害学生への対応が大学のみならず、社会へと拡大していく継続的な活動として認識しており、それを明示している点に学ぶべきところがある。講義保障も社会との連携をふまえて、考えていくべきであろう。

#### 4. 聴覚障害学生にとって望ましい講義保障とは

以下、望ましい講義保障について、障害を有する側の立場を考えつつ、列記する。

まず、講義保障の形態に多様性があることが重要である。なぜなら、聴覚障害学生もまた、多様性のある社会に生きているからである。それに、ろう者・難聴者のレベルによってどこまで対応できるかは個々に相違があるからである。また、講義形態も内容によってそれぞれ相違があるからである。さらに、多様性があれば補完的に相互活用することが可能である。

次いで、障害学生側に選択肢があることが重要である。なぜなら、障害による援助の決定にも個々の障害の程度によって相違が発生するからである。そして、その相違の解消には、講義補償を受ける障害学生自身が自分から進んで要求を伝えることが望ましい。このようにして、選択の保障がなされることは、障害学生自身の責任を明確にするのである。さらに、実態に即した選択肢の増加は、後から利用する他の障害学生の利便性を補強することにもつなが

るのである。

さらに、講義保障は、講義全体への情報アクセスを保証することでもあると考える。

最初に、一般的なアクセス権と個別のアクセス権について述べておく。

一般的なアクセス権とは、新しい人権概念である「知る権利」・「プライバシー権」と関連して考えられている権利概念である。情報公開とアクセス権は密接な関係があり、そして、日本においては、著作権に対抗する形で情報アクセス権が語られる場合が多いとの指摘がある<sup>10)</sup>。〔山田圭子「聴覚障害者の情報バリアフリーと著作権の壁」月刊社会教育 535：61-68〕。

では、講義保障は個別的なアクセス権保障として認められるであろうか。

結論としては、認められると考える。なぜならば、まず、講義は受講学生すべてに開かれているからである。そして、講義には、受講学生全員が参加を求められるからである。その参加はただ出席するというのではなく、受講学生の内容理解が求められるからである。また、講義には、その内容が公開されるものも増えているからである。

このように、講義も今までは教室の中だけの限定的な活動であったが、今後はWeb学習やオンデマンド講義などの形態によって公開されることが増えてくることが予想される。すべてが公開されることはないとしても、講義を公開するということは情報を公開するということと同様に考えられる。ゆえに、講義に対するアクセス権は認められると考える。

この前提を踏まえて、以下の必要性を提示する。

① 講義保障は、継続的な活動である。

障害学生の存在は大学にとって必要不可欠であるという認識をもつことが必要である。

② 講義保障は、より効果的な情報アクセスを促す実態を把握し、効果的なフィードバックを行うこ

とが必要である。

③ 講義保障は、情報アクセスのプロセスをチェックする

講義受講学生全員が情報アクセスに理解をもち、プロセスチェックを行うことが必要である。その実施形式としては、授業評価で評価し、意見を出すことも考えられる。

④ 講義保障は、講義保障は講義の質を高めることに寄与する。

ここで、講義の質をどのように考えるかが重要である。従来は、障害学生には特別に配慮することで、講義をそのまま受けることから障害学生を切り離す面も存在したが、今日においては、障害学生もまた他の学生と同じく、同じ時間に同じ内容を出来る限り学ぶことが求められるからである。ゆえに、質の追求があることは必要であるし、それは障害学生にも等しく開かれているものである。それを踏まえて、以下の点を再度ここに確認しておく。

まず、講義保障は、障害者を優遇するだけのものではない。そして、講義保障は、講義の質の向上を目指すものである。それによって、講義保障は、講義受講学生全体の向上を促すものである。これが実現するところに、講義保障は、全受講学生のバリアを取り除く一助となるのである。

## おわりに

### 1) 今後の講義保障について

このような講義保障の進展により、今後は講義に対する、講義を受ける権利の明確化がより進んでいくことが期待される。その場合、講義を受ける意思の尊重と理解するための公正な機会保障がより具体化されていくことが求められよう。

したがって、本稿のまとめと今後の課題として、講義受講学生に対する、情報アクセス権を意識した講義のチェックポイントを試案として提示する。今後、この基準をどのように決定していくかを具体的

に検討していきたいと考える。

## 2) 講義保障のチェックポイントについて

- ① 理解度…どのくらい講義内容を理解できたかの尺度を設定すること。

講義保障は障害学生の講義理解を促すものである。まず、理解度を確認させることが必要である。それには、講義内容についての関与を促すことが重要である。講義保証もその方向を促す効果があることを示す必要がある。それが機能するならば、復習活動を助けることできるであろう。これは、学習意欲を高める具体的な一助となる。

以上により、講義保障は障害学生の講義内容理解を促し、学習理解の向上が求められることを明らかにしていく必要がある。

- ② 達成度…どのくらい講義の課題を完成することが出来たかの尺度を設定すること。

講義保障は障害学生の講義課題完成を促すものである。まず、主体的な課題関与を促すことが必要である。そして、講義受講学生の課題内容についての質問を促すことが重要である。それによって、課題完成への道筋を確認させ、課題完成を次のステップへとつなげていく。

以上により、講義保障は障害学生の講義課題完成を促し、学習達成の向上を促すことを明らかにしていく必要がある。

- ③ 共有度…どのくらい講義時間を他の学生と共有できたかの尺度を設定すること。

講義保障は障害学生の講義時間共有を促すもので

あるので、主体的な講義参加を促すことが必要である。そして、継続的な講義参加意欲を促すものでもある。それによって、理解度を確認させることができ、復習を助けるものとなる。

以上により、講義保障は障害学生の講義時間共有を促し、学習共有の向上を促すことを明らかにしていく必要がある。

- ④ 自立・自律度…どのくらい講義に対して、主体的に要求できたかの尺度を設定すること。

講義保障は障害学生の講義アクセス権への自覚を促すものである。より豊かな講義理解のための施策について提案を促すことが必要である。そして、それは権利意識の育成を促し、同時に責任の自覚を促すものである。

以上により、講義保障は障害学生の講義要求の表明を促し、学習自立を促すことを明らかにする必要がある。

講義保障は、ここで終わりということはない。それゆえ、今後も新しい課題が出てくることが考えられる。しかし、進捗の段階を図る標識を持つか持たないかでは、その歩みも大きく違ってくる。本稿では、具体的な講義保障技術にまでは踏み込まなかったが、この保障技術についてもICTの技術を用いて進展が見られる。今後、情報技術との関連も踏まえて、当事者の教員としても、具体的な講義保障の拡充を考えていくこととする。

## 引用・参考文献

- 1) 全国障害学生支援センター編集・発行 (2005) 大学案内2005障害者版 東京：8
- 2) 法令データ提供システムページ <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO283.html>
- 3) 富山県立高岡ろう学校ページ [http://www.tym.ed.jp/sc371/main\\_03\\_3.htm](http://www.tym.ed.jp/sc371/main_03_3.htm)
- 4) 全難聴・全要研合同テキスト委員会・編集 (2003) 要約筆記奉仕員養成講座基礎課程 指導者用テキスト：14
- 5) 山口利勝 (2003) 中途失聴者と難聴者の世界 一橋出版株式会社 東京

6) 前掲4) : 15

7) 白澤麻弓・徳田克己(2003) 聴覚障害学生サポートガイドブック 日本医療企画 東京: 32

8) 同志社大学障がい学生支援制度ページ <http://www.doshisha.ac.jp/students/support/shogai/>

9) 日本福祉大学障害者支援センターページ <http://www.n-fukushi.ac.jp/shiencenter/>

10) 山田圭子(2000) 聴覚障害者の情報バリアフリーと著作権の壁 月刊社会教育535 東京: 61-68